

(様式例第11)

2023 地長第72号
令和 5年 10月5日

都道府県知事 殿

住 所 長野市大字富竹1333番地1
申請者
氏 名 長野市民病院
 病院長 池田 宇一

長野市民病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、2022(令和4)年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒 381-8551 長野市大字富竹1333番地1
氏名	地方独立行政法人長野市民病院

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

長野市民病院

3 所在の場所

〒 381-8551 長野市大字富竹1333番地1	電話 (026) 295 - 1199
------------------------------	---------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	400床	400床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 6床 無停電装置、生体情報モニターシステム 外
化学検査室	(主な設備) 臨床化学自動分析装置、全自動化学発光免疫測定装置 外
細菌検査室	(主な設備) 全自動細菌同定・薬剤感受性装置、全自動血液培養装置 外
病理検査室	(主な設備) 自動固定包埋装置、自動染色装置 外
病理解剖室	(主な設備) 遺体保存冷蔵庫、電動昇降式解剖台 外
研究室	(主な設備) 机、椅子、パソコン、書庫 外
講義室	室数 1室 収容定員 60人
図書室	室数 1室 蔵所数 図書：9,157 / 雑誌：4,616種類
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 人工呼吸器、心電図モニター 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 16.5 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	73.7%	算定 期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	83.3%		
算出 根拠	A : 紹介患者の数	10,448 人	
	B : 初診患者の数	14,175 人	
	C : 逆紹介患者の数	11,803 人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
	別紙1		常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	ICU6床、HCU・ECU20床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
ICU 6床	401.5 m ²	(主な設備) 電源、空調、給排水 医療ガス、照明、クリーンベンチ 外	可
SCU 12床	271.1 m ²	(主な設備) 電源、空調、給排水 医療ガス、照明 外	可
HCU・ECU 20床	665.0 m ²	(主な設備) 電源、空調、給排水 医療ガス、照明、クリーンベンチ 外	可

4 備考

- ・救急告示病院（長野地域病院群輪番制病院指定病院）
- ・ICUは2021年3月より4床で運用（床面積は変更なし）

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	5,544人 (2,523人)
上記以外の救急患者の数	11,936人 (1,334人)
合計	17,480人 (3,857人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用を行った医療機関延べ数	1, 194件
そのうち開設者と直接関係のない医療機関延べ数	1, 112件
共同利用に係る病床の病床利用率	33.4%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ断層撮影装置 (CT) ・磁気共鳴コンピュータ断層装置 (MRI) ・核医学診断装置 (RI) ・上部消化管内視鏡検査 ・骨密度検査

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名: XXXXXXXXXX

職 種: 事務員(地域医療連携室係長)

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙2				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別紙3

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	14回
(2) (1) の合計研修者数	1,157人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
- イ 研修委員会設置の有無 有・無
- ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
	医師	呼吸器内科	副院長		教育責任者
	看護師		副看護部長		
	看護師		看護師長		
	医師	消化器内科	部長		
	医師	外科	副部長		
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
市民健康ホール	109.7 m ²	(主な設備) 机、椅子、マイク、アンプ スクリーン、天吊り型プロジェクター 外
職員研修室	86.6 m ²	(主な設備) 机、椅子、スクリーン 器材庫 外
会議室1	45.6 m ²	(主な設備) 机、椅子、スクリーン 天吊り型プロジェクター 外
会議室2	41.4 m ²	(主な設備) 机、椅子、スクリーン 天吊り型プロジェクター 外
会議室4	72.7 m ²	(主な設備) 机、椅子、スクリーン 外
会議室5	67.8 m ²	(主な設備) 机、椅子 移動式パーテーション 外
会議室6	72.3 m ²	(主な設備) 机、椅子、マイク、アンプ スクリーン、天吊り型プロジェクター 外

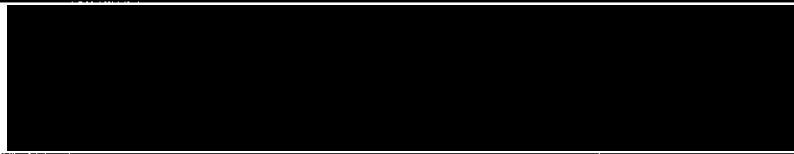
(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 池田 宇一
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・医事課 ・薬剤科 ・診療情報室 (サーバー室) ・診療放射線科 	外来診療録（電子カルテ） 入院診療録（電子カルテ） X線フィルム等（P a c s） 診療録（電子保存：電子カルテ） 紙文書（電子保存：文書管理システム） エックス線写真等（電子保存：P A C S）
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	
	救急医療の提供の実績	企画課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	教育研修センター	
	閲覧実績	企画課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長 池田 宇一
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	(診療諸記録) 相談室 外 (病院の管理運営諸記録) 会議室
閲覧の手続の概要 地方独立行政法人長野市民病院 情報公開要綱 参照 長野市民病院 診療情報開示要綱 参照 長野市民病院 診療情報開示事務取扱要領 参照	

前年度の総閲覧件数		43件
閲覧者別	医師	12件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	31件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4 回	開催日: 2022年4月22日 / 2022年7月28日 2022年10月27日 / 2023年1月26日
委員会における議論の概要		
<p>(1)【2022年4月22日】</p> <ul style="list-style-type: none">① 定期報告（紹介患者への医療提供、他院への患者紹介実績、共同利用の実績、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修実績等）② 意見交換「ロボット手術センターについて」 <p>(2)【2022年7月28日】</p> <ul style="list-style-type: none">① 定期報告（紹介患者への医療提供、他院への患者紹介実績、共同利用の実績、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修実績等）② 意見交換「自治体立優良病院表彰について」 <p>(3)【2022年10月27日】</p> <ul style="list-style-type: none">① 定期報告（紹介患者への医療提供、他院への患者紹介実績、共同利用の実績、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修実績等）② 意見交換「体外受精治療と着床前診断について」 <p>(4)【2023年1月26日】</p> <ul style="list-style-type: none">① 定期報告（紹介患者への医療提供、他院への患者紹介実績、共同利用の実績、救急医療の提供、地域の医療従事者に対する研修実績等）② 意見交換「一次脳卒中センターコア施設の認定について」		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（病棟・外来） ※がん相談支援センター対応のもの除く
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW 8名 看護師 6名
患者相談件数	26,439 件
患者相談の概要	
病気・受療	2,177 件
心理的相談	877 件
社会的相談	197 件
経済的相談	176 件
保健・福祉制度	1,601 件
社会資源	1,303 件
退院支援	11,156 件
連絡調整	8,952 件

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式例第19-2) 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定めた事項

都道府県知事が定めた内容
実施状況

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有 無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を2018（平成30）年9月に受審。 2019（平成31）年1月認定。	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有 無
・情報発信の方法、内容等の概要 定期的な広報誌の刊行およびホームページの更新。 ・連携室だより。 ・LINEで情報配信。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有 無
・退院調整部門の概要 MSW7名、退院調整看護師4名（専従1名・専任3名）で退院調整を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有 無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 脳卒中連携パス（以下「連携パス」省略）、大腿骨頸部／転子部骨折、胃がん、大腸がん、肝がん、肺がん、乳がん、糖尿病 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 連携機関と定期的に運営会議を開催し、連携パスの運用および内容について検討をしている。	

別紙1

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の様態	勤務時間	備考
1	医師		常勤・専従		
2	医師		常勤・専従		
3	医師		常勤・専従		
4	医師		非常勤・専従	毎週月曜日 13:00~19:00	
5	医師		非常勤・専従	毎週火曜日 8:30~17:30	
6	医師		非常勤・専従	毎週木曜日 8:30~17:30	
7	看護師		常勤・専従	日勤 8:30~17:15	
8	看護師		常勤・専従	日勤 8:30~17:15 夜勤 16:45~ 8:45	
9	看護師		常勤・専従		
10	看護師		常勤・専従		
11	看護師		常勤・専従		
12	看護師		常勤・専従		
13	看護師		常勤・専従		
14	看護師		常勤・専従		
15	看護師		常勤・専従		
16	看護師		常勤・専従		
17	看護師		常勤・専従		
18	看護師		常勤・専従		
19	看護師		常勤・専従		
20	看護師		常勤・専従		
21	看護師		常勤・専従		
22	看護師		常勤・専従		
23	看護師		常勤・専従		
24	看護師		常勤・専従		
25	看護師		常勤・専従		
26	看護師		常勤・専従		
27	看護師		常勤・専従		
28	看護師		非常勤・専従	週 40.00時間勤務	
29	看護師		非常勤・専従	週 40.00時間勤務	

登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
春日内科・糖尿病医院	春日 広一	長野市横沢町687	内科	無
竹重病院	竹重 王仁	長野市田町2099	内科	無
東和田病院	伊原 重雄	長野市東和田723	内科	無
恵信会クリニック	茂木 哲夫	長野市西後町610	内科	無
東口病院	宗像 康博	長野市栗田西番場356-1	外科	無
小島病院	小島 一雄	長野市若里5-8-6	外科	無
繁田医院	繁田 美香	長野県長野市西長野町409	皮膚科	無
太田糖尿病内科クリニック	太田 康晴	長野市上松4-1-3	内科	無
愛和病院	山田 祐司	長野市鶴賀1044-2	内科	無
荒井内科小児科医院	荒井 武浩	長野市稲葉日詰1948-1	内科	無
北野病院	北野 敬造	長野市三輪3-6-10	内科	無
石黒内科医院	石黒 聡	長野市桜新町655-7	内科	無
小林クリニック七瀬	小林 淳生	長野市七瀬20-6	外科	無
ながの県庁前クリニック	桑原 宣彦	長野市南県町658	外科	無
朝日病院	山田 康裕	長野市南堀137-1	外科	無
高木クリニック	高木 清	長野市緑町1596	産婦人科	無
丸山産婦人科医院	丸山 和俊	長野市南千歳町982	産婦人科	無
林産婦人科医院	林 卓也	長野市吉田2-3-27	産婦人科	無
武居医院	武居 彰	長野市問御所町1337番地の1の4	皮膚科	無
釜田内科胃腸科小児科医院	釜田 秀明	長野市西長野町298-7	内科	無
小林医院	小林 資	長野市桜枝町1165	内科	無
藤井クリニック	藤井 尚文	長野市桜枝町1244-1	内科	無
川上内科医院	川上 淑人	長野市上松4-6-2	内科	無
片桐内科クリニック	片桐 昌尋	長野市上松4-33-7	内科	無
平野内科小児科医院	平野 格	長野市三輪1247	内科	無
小島内科	小島 貴彦	長野市南千歳2-2-8	内科	無
佐藤医院	佐藤 俊夫	長野市妻科410	内科	無
竹内医院	竹内 宏行	長野市南県町655-3	内科	無
小林医院	小林 秀樹	長野市中御所4-7-23	内科	無
武田医院	武田 毅	長野市若里1-35-23	内科	無
堀越医院	堀越 健太郎	長野市大字平林1-30-15	内科	無
みうらハートクリニック	三浦 靖雄	長野市南高田2-8-1	内科	無
斎藤脳神経クリニック	斎藤 のり子	長野市吉田2-25-11	脳神経外科	無
宮沢医院	宮澤 政彦	長野市吉田2-1-29	内科	無
花岡内科医院	花岡 健	長野市吉田5-31-42	内科・循環器内科	無
加藤内科	加藤 國之	長野市神楽橋10-111	内科	無
神楽橋医院	大町 桂子	長野市神楽橋10-113	内科	無
小口内科小児科医院	小口 眞樹	長野市若槻団地1-189	内科	無
清水内科クリニック	清水 武彦	長野市若槻東条蔵ノ町1155-2	内科	無
竹中内科医院	竹中 一	長野市上野1-20-16	内科	無
笹井医院	笹井 泰文	長野市大字津野841	内科	無
金木内科クリニック	金木 利通	長野市安茂里1820	内科	無
願神堂神林医院	神林 隆幸	長野市松代町松代609	内科	無
加古医院	加古 博幸	長野市松代町松代151	内科	無
みやがわ小児科医院	宮川 恭一	長野市上松2-21-7	小児科	無
竹内こども医院	竹内 則夫	長野市栗田976-6	小児科	無
児玉医院	児玉 央	長野市稲葉母袋762	小児科	無
あらかわファミリークリニック	新川 一雄	長野市北長池2072-3	小児科	無
藤森小児科医院	藤森 克之	長野市西三才192-8	小児科	無
原山クリニック	原山 修	長野市大字小島404-6	小児科	無
南十字脳神経外科	桑原 十南雄	長野市小柴見123	脳神経外科	無
大門東クリニック	山口 裕通	長野市大字鶴賀田町2447	外科	無
彦坂医院	彦坂 興博	長野市七瀬中町176	外科	無
徳武クリニック	徳武 光貴	長野市西尾張部1022-1	外科	無
浅井泌尿器科	浅井 眞	長野市三才2057-6	外科	無

医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
まつした胃腸内科外科クリニック	松下 啓二	長野市大豆島542-1	外科	無
中村医院	中村 潔	長野県長野市若槻東条547-11	外科	無
高田整形外科オソソクリニック	小島 隆史	長野市鶴賀河原356	整形外科	無
塚田整形外科	塚田 章博	長野市大字稲葉上千田沖260	整形外科	無
平林堀内整形外科	堀内 信良	長野市大字平林2-17-48	整形外科	無
宮下整形外科	宮下 謙一	長野市三輪5丁目 43-16	整形外科	無
きし整形外科	岸 正朗	長野市北長池山王北沖1834-1	整形外科	無
安茂里柳原整形外科	柳原 光國	長野市安茂里1117-6	整形外科	無
中澤産婦人科	中澤 弘行	長野市権堂町2291	産婦人科	無
村山眼科医院	村山 禎一朗	長野市上松四丁目7番9号	眼科	無
山田眼科	山田 耕司	長野市大字鶴賀緑町1102	眼科	無
おおくぼ眼科長野クリニック	大久保 裕史	長野市南千歳1-1-1 ながの東急百貨店6階	眼科	無
長田眼科医院	長田 佐智子	長野市吉田三丁目25番18号	眼科	無
間宮眼科	間宮 淳子	長野市檀田2-15-15	眼科	無
池田眼科	池田 芳良	長野県長野市松岡2-9-17	眼科	無
北島眼科クリニック	北島 秀一	長野市稲田3-13-1	眼科	無
耳鼻咽喉科宮下医院	宮下 清	長野市三輪三丁目20番5号	耳鼻咽喉科	無
にいざわ皮ふ科	新澤 みどり	長野市柳原2221-6	皮膚科	無
鈴木泌尿器科	鈴木 都美雄	長野市大字鶴賀41-2	泌尿器科	無
宮尾メンタルクリニック	宮尾 美代子	長野県長野市三輪10-8-33	精神科	無
東口メンタルクリニック	鷺塚 輝久	長野市栗田240-3	精神科	無
山口形成外科	山口 博	長野市妻科417	形成外科	無
長島医院ペインクリニック	長島 義人	長野市徳間3105	麻酔科	無
小林脳神経外科病院	小林 聡	長野市三輪1-5-21	脳神経外科	無
小谷医院	小谷 素子	長野市上松2-22-18	内科	無
田中小児科医院	田中 悟	長野市差出高2-9-18	小児科	無
伊勢宮胃腸外科	神村 盛宜	長野市伊勢宮1-23-1	外科	無
大森整形外科	大森 尚人	長野市徳間字三反田3216	整形外科	無
栗田病院	山田 博夫	長野市栗田695	内科	無
吉田病院	花岡 暉	長野市吉田2-1-26	産婦人科	無
吉澤産婦人科医院	吉澤 廣幸	長野市七瀬中町96	産婦人科	無
滝澤医院	滝澤 緑	長野市若穂綿内8818	産婦人科	無
安茂里堀越内科クリニック	堀越 正二郎	長野市安茂里8172-2	内科	無
中島医院	中島 勉	長野市柳原2222-6	内科	無
長野県精神保健福祉センター	小泉 典章	長野市大字下駒沢618-1	精神科	無
市辺眼科医院	市邊 幹雄	長野市県町471-11	眼科	無
小清水医院	小清水 満	長野市中御所4-4-15	皮膚科	無
岡田呼吸器科内科医院	岡田 和義	長野市石渡62-5	内科	無
児島医院	児島 誠一	長野市大豆島1938-4	整形外科	無
田中病院	田中 信臣	長野市西和田1-29-8	外科	無
形成外科・皮膚科 まゆみ田クリニック	田中 正英	長野市檀田2-16-8 長野北メディカルビル2F	形成外科	無
磯村クリニック	磯村 高之	長野市鶴賀権堂町2215-3 エム・ティービル1階	内科	無
増田医院	増田 英子	長野市早苗町34	小児科	無
国立病院機構東長野病院	小林 信や	長野市上野2-477	外科	無
あらい耳鼻咽喉科	新井 伸一郎	長野市檀田2-16-3	耳鼻咽喉科	無
岡田内科		長野市西鶴賀町1528	内科	無
上野医院	上野 正樹	長野市三輪4-6-2	外科	無
堀内医院	堀内 訓	長野市吉田5丁目10-32	整形外科	無
中澤医院	中澤 友昭	長野市西鶴賀町1471		無
金井内科医院	金井 英明	長野市大字北堀649-1	内科	無
脳神経外科A-ONEクリニック	上原 隆志	長野市南石堂町1971エーワンシティビル 2F アゴラ5F	脳神経外科	無
稲田クリニック	小沼 博	長野市稲田3-29-19	内科	無
倉石整形外科クリニック	倉石 讓治	長野市若穂牛島516-1	整形外科	無
池田クリニック	池田 三知代	長野市上松2-29-16	内科	有
おぬま皮膚科クリニック	小沼 博義	長野市三輪9-45-15	皮膚科	無
榊ペインクリニック	榊 純太郎	長野市南千歳1-7-1	麻酔科	無
いでうら内科クリニック	出浦 正	長野市大字徳間字中南557-2	内科	無

医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
みやじま内科クリニック	宮島 浩人	長野市大字高田1261-2	内科・消化器内科・アレルギー科	無
ハナイ眼科医院	花井 徹	長野市松代町松代1430-13	眼科	無
はっちょう皮膚科	八町 祐宏	長野市吉田3丁目22-16 JAながの吉田駅前ビル2階	皮膚科	無
徳永医院	徳永 真一	長野市差出南2-22-11	内科	無
ドイルメンタルヘルスクリニック	イチカワドイル 徳恵	長野市南石堂町1421 三福ビル3F	心療内科	無
わかまつ呼吸器内科クリニック	若松 俊秀	長野市高田五分一549-7	呼吸器内科	無
中澤ウィメンズライフクリニック	中澤 学	長野市若里6-3-6	産婦人科・乳腺内分泌外科	無
いちかわ内科クリニック	市川 幸次郎	長野市松岡1-35-15	内科	無
伊藤耳鼻咽喉科医院	伊藤 岳朗	長野市高田川端348-12	耳鼻咽喉科	無
整形外科安藤クリニック	安藤 秀将	長野市大字高田363	整形外科	無
西沢泌尿器科クリニック	西澤 秀治	長野市三輪4-1-4	泌尿器科	無
南長池診療所	成田 淳	長野市南長池830	内科・循環器科	無
ひなた形成・皮膚科クリニック	宇田 佳郎	長野市三輪1317-10	形成外科・美容外科・皮膚科・整形外科	無
船崎整形外科産婦人科医院	船崎 正人	長野市中御所4-16-8	整形外科・リハビリテーション科	無
ながのファミリークリニック	清水 隆一	長野市中御所1-12-8	内科・総合診療科	無
野村耳鼻咽喉科医院	野村 康	長野市三輪6-4-27	耳鼻咽喉科	無
うえまつ整形外科・リハビリテーション科クリニック	松崎 圭	長野市上松3-23-22	整形外科	無
むくろじ小児科	池上 博彦	長野市吉田5-1-24 パークビル1F	小児科	無
わかこ皮膚科クリニック	新保 和花子	長野市若里4-14-35	皮膚科・美容皮膚科	無
降旗醫院	降旗 兼行	長野市風間249-1	内科・呼吸器内科・アレルギー科	無
かねばこ内科クリニック	稲田 浩之	長野市金箱320-2	内科	無
富竹クリニック	田中 研一	長野市大字富竹1628-2	内科	無
風の里クリニック	小林 理	長野市富竹1664	外科・呼吸器内科・リハビリテーション科	無
赤川医院	赤川 浩一	長野市南長池190-2	精神科・心療内科	無
青豆診療所	古澤 武彦	長野市吉田5丁目23-11-2	内科・心療内科・精神科	無
西和田林クリニック	林 賢	長野市西和田1-5-14	消化器外科	無
山岸泌尿器科クリニック	山岸 貴裕	長野市吉田3丁目12-29	泌尿器科	無
柳町安藤整形外科	安藤 利泰	長野市柳町1234	整形外科	無
林リウマチ整形外科クリニック	林 真利	長野市稲葉618	リウマチ科・整形外科・リハビリテーション科	無
しおいり小児科医院	塩入 崇弘	長野県長野市徳間544-16	小児科	無
むらおか脳神経外科クリニック	村岡 尚	長野市松代町東寺尾714-1	脳神経外科・脳神経内科	無
かみじょうリハビリ整形外科クリニック	上條 哲義	長野市徳間1丁目27番4号	整形外科・リハビリテーション科	無
矢彦沢内科・脳神経クリニック	矢彦沢 裕之	長野市北長池1988-1	内科・脳神経内科	無
きたの耳鼻咽喉科クリニック	北野 友裕	長野県長野市栗田2081	耳鼻咽喉科・アレルギー科・顔頸部外科	無
新田ブレインクリニック	新田 純平	長野市三輪9-31-12	脳神経外科	無
飯塚医院	飯塚 康彦	長野市篠ノ井御幣川296-1	内科・外科	無
北原メンタルクリニック	北原 明彦	長野市稲里町中央4-15-7	心療内科・精神科・(神経内科)	無
甘利内科呼吸器科クリニック	甘利 俊哉	長野市篠ノ井会12-2	内科・呼吸器科	無
くめた整形外科クリニック	久米田 秀光	長野市篠ノ井杵淵合50-5	整形外科	無
清水産婦人科医院	清水 元彦	長野市川中島原908-1	産婦人科	無
イジマ眼科	飯島 富士雄	長野市青木島1-22-9	眼科	無
高須医院	高須 政夫	長野市篠ノ井塩崎6667-2	内科・消化器内科	無
泌尿器科高見沢クリニック	高見沢 昭彦	長野市川中島町原1395-6	泌尿器科	無
茶臼山子ども医院	笠井 慎治	長野市篠ノ井岡田31	小児科	無
小林小児科	小林 敏美	長野市稲里町中氷鉋436-1	小児科・アレルギー科	無
南長野クリニック	山崎 徹	長野市稲里町中央4-17-7	内科	無
池川皮膚科医院	池川 修一	長野市下水鉋1-2-2	皮膚科	無
ましまクリニック	赤岡 史子	長野市真島町真島2209	内科・心療内科・外科・小児科・脳神経外科	無
米田整形外科クリニック	米田 和彦	長野市川中島町原937-1	整形外科・リハビリ・リウマチ	無
長野市国保大岡診療所	内場 廉	長野市大岡乙254-1	内科・小児科・麻酔科	有
廣岡脳神経外科	廣岡 勇之進	長野市下水鉋1-1457	脳神経外科	無
川中島クリニック	小池 洌	長野市川中島町御厨1942-25	外科・消化器科	無
酒井医院	酒井 治正	長野市篠ノ井布施高田863	内科	無
滝沢医院	滝澤 隆	長野市篠ノ井布施高田677	内科・リウマチ科	無
いしぐろクリニック	石黒 淳	長野市川中島町御厨706-1	内科・消化器科	無
わしざわ小児科	鷺澤 一彦	長野市稲里町田牧1322-7	小児科	無
竹内メディカルクリニック	竹内 貞之	長野市川中島町今井1480-5	脳神経外科・外科	無

医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
三井クリニック	三井 慎一	長野市稲里町中央四丁目5番30号	内科・胃腸内科・外科・肛門外科	無
笠間整形外科医院	笠間 憲太郎	長野市稲里町中氷鉤973-1	整形外科	無
南ながの公園クリニック	原田 道彦	長野市篠ノ井東福寺1523-1	乳腺・内分泌外科・内科・外科	無
いちのせ循環器内科	一瀬 博之	長野市神明86	循環器内科・内科	無
岡野医院	岡野 照美	上高井郡小布施町六川 14	内科	無
みやもと眼科	宮本 直樹	須坂市小河原 3613-1	眼科	無
西沢内科胃腸科医院	西沢 好雄	須坂市墨坂 1-4-1	内科	無
クリニックニレイ	田幸 健司	須坂市仁礼 7-10	眼科	無
永田医院	永田 卓司	須坂市墨坂南 2-5-3	外科	無
下鳥内科クリニック	下鳥 正博	須坂市幸高苅屋 278	内科	無
立岩医院	立岩 伸之	長野市若穂綿内 8749-3	内科	無
佐藤医院	佐藤 清隆	須坂市須坂 1224-20	内科	無
小林医院	小林 敏生	須坂市北原町 556	内科	無
旭町医院	小林 啓之	須坂市上仲町 183	内科	無
高山村国保高山診療所	室林 治	上高井郡高山村大字牧 130-1	内科	無
須坂やすらぎの園	熊谷 信夫	須坂市日滝寺窪 2887-1	老人保健	無
峯村医院	峯村 善保	長野市若穂川田 1684-2	外科	無
おぶせの里クリニック	伊藤 道雄	上高井郡小布施町中松 325	外科	無
かねこ医院	金児 猛夫	須坂市須坂 1755-8	内科	無
スザカ皮膚科クリニック	竹重 量子	須坂市宗石町 1288-2 長野電鉄 須坂駅2F	皮膚科	無
湯本整形外科医院	湯本 義治	須坂市墨坂 3-6-9	整形外科	無
新生病院	大道 雅英	上高井郡小布施町 851	緩和ケア	無
轟病院	轟 信	須坂市須坂1239	外科	無
小池医院	小池 清一	須坂市小河原町1885-10	内科	無
宮下医院	宮下 俊一	須坂市高梨町260-5	内科	無
山本整形外科クリニック	山本 浩一郎	須坂市大字日滝寺古池2191-14	整形外科	無
しぶさわ耳鼻咽喉科	渋沢 三伸	須坂市相森町4300-3	耳鼻咽喉科	無
ごみょう整形外科クリニック	五明 広樹	須坂市井上1700-14	整形外科	無
田崎内科クリニック	田崎 恒基	須坂市上町85	内科	無
スザカ心療内科クリニック	長峯 清英	須坂市北横町1294-1	心療内科	無
栗の木診療所	内坂 徹	小布施町小布施烏林2258番地19	内科	無
たけまえ医院	竹前 淳也	須坂市墨坂5-26-33	内科	無
さかまき内科・糖尿病科クリニック	坂巻 隆男	上高井郡小布施町大日堂28-9	内科	無
栗が丘クリニック	荒井 恵子	上高井郡小布施町福原久保134-1	内科	無
市川眼科医院	市川 博保	須坂市中町178-7	眼科	無
松澤内科クリニック	松澤 正浩	須坂市上八町1754-2	内科 消化器内科	無
須坂 腎・透析クリニック	小山 貴之	須坂市墨坂4-6-1	内科 腎臓内科 人工透析内科	無
つるた泌尿器科	鶴田 崇	須坂市塩川町703-1	泌尿器科	無
山口眼科医院	山口 雅代	須坂市墨坂南3-7-23	内科・消化器科・漢方	無
きたむらファミリークリニック	北村 静信	上高井郡小布施町福原216-10	内科・小児科・消化器内科	無
オレンジこころクリニック	中澤 美里	上高井郡小布施町小布施2252-1	精神科・心療内科	無
鈴木医院	鈴木 昌和	長野市豊野町豊野1220	内科	無
今井医院	今井 隆二郎	長野市戸隠栃原 4776	内科	無
ながさき医院	長崎 忠悦	上水内郡飯綱町倉井 2747	内科	無
長野市国保中条診療所	雨宮 範幸	長野市中条 2626	内科・麻酔科	有
山本医院	山本 和男	長野市七二会甲 1408	内科	無
丸山医院	丸山 弘之	上水内郡飯綱町黒川 1605	内科	無
新町病院	藤本 宗行	長野市信州新町上条 137	内科	無
小川村国保診療所	小林 和生	上水内郡小川村高府 13467	内科	無
長野市国保鬼無里診療所	金子 重久	長野市鬼無里日影2750-1	内科	有
長野市国保戸隠診療所	今井 隆二郎	長野市戸隠豊岡1554	内科	有
信越病院	田中 敏秀	上水内郡信濃町柏原380	内科	無
賛育会クリニック	宮澤 明住	長野市豊野町豊野634	内科・小児科	無
むらかみ整形外科	村上 博則	長野市豊野町豊野字沖567-1	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	無
小田切医院	小田切 佐代子	長野県中野市中央3丁目4-16	内科	無
市川内科医院	市川 董一郎	長野県中野市三好町1丁目2-10	内科	無
高野医院	高野 次郎	長野県中野市中央2丁目6-22	内科	無

医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
須藤医院	須藤 秀治	長野県中野市大字中野1868-7	内科	無
高橋医院	高橋 貞雄	長野県中野市大字中野1932-2	整形外科	無
西原医院	西原 直樹	長野県中野市西2丁目3-16	内科	無
保倉産婦人科医院	保倉 宏	長野県中野市大字小田中210-2	産婦人科	無
城下医院クリニック	城下 裕	長野県下高井郡山ノ内町大字平穂3094-13	内科	無
野沢医院	片桐 仁	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9323	整形外科	無
徳竹医院	徳竹 修一	長野県中野市中央1丁目7-3	内科	無
木島平クリニック	岡田 三徳	長野県下高井郡木島平村穂高3104-1	内科	無
木島平村診療所	豊川 貴司	長野県下高井郡木島平村上木島1947-1	内科	無
すずきレディースクリニック	鈴木 章彦	長野県中野市岩船352-1	産婦人科	無
広田医院	広田 米造	長野県中野市中央1丁目2-10	内科	無
長谷川クリニック	長谷川 悟	長野県中野市吉田770-1	内科	無
北信総合病院		長野県中野市西1丁目5-63		無
くまき整形外科・リウマチ科クリニック	熊木 昇二	長野県中野市一本木282-1	整形外科	無
南谷整形外科	南谷 信義	長野県中野市大字小田中462-1	整形外科	無
油井内科医院	油井 薫	長野県中野市大字金井893-2	内科	無
飯田医院	飯田 あかね	長野県中野市大字中野1650-3	内科・眼科	無
やまざき医院	山崎 誓一	長野県千曲市上徳間346-1	内科 呼吸器内科	無
大門ヒルズクリニック	塚本 旬	長野市東後町36-3表参道大門ヒルズ2階	内科・外科	無
渡辺歯科矯正歯科医院	渡辺 栄一	長野県長野市南堀245	歯科	無
磯歯科医院	磯 正則	長野県長野市稲田1-35-23	歯科	無
久保歯科医院	久保 隆浩	長野県長野市北長池123-1	歯科	無
小林歯科クリニック	小林 裕二	長野県長野市西尾張部215	歯科	無
水橋歯科医院	水橋 巖	長野県長野市栗田184-7	歯科	無
河野歯科医院	河野 文幸	長野県長野市上松2-2-20	歯科	無
原山歯科医院	原山 周一郎	長野県長野市神楽橋10-104	歯科	無
小出歯科医院	小出 幹也	長野県長野市鶴賀七瀬745-1	歯科	無
さわぐち歯科医院	澤口 通洋	長野県長野市西三才2249-1	歯科	無
谷口歯科医院	谷口 威夫	長野県長野市南石堂町1271	歯科	無
刀根川歯科医院	刀根川 富美子	長野県長野市安茂里差出923	歯科	無
きたながの歯科医院	岡澤 恵子	長野県長野市吉田3-22-41	歯科	無
わかおみ歯科医院	若麻績 泰子	長野県長野市横沢町748-8	歯科	無
川原歯科医院	川原 浩史	長野県長野市三輪7-7-2	歯科	無
藤原歯科医院	藤原 由直	長野県長野市東和田203-3	歯科	無
ひさし歯科医院	田中 久	長野県長野市安茂里小市2-8-27	歯科	無
武内歯科医院	武内 淳一	長野県長野市三輪田町1338-4	歯科	無
とくま歯科医院	勝田 泉	長野県長野市徳間629-6	歯科	無
小林歯科医院	小林 尊	長野県長野市浅川4-113-147	歯科	無
小林歯科医院	小林 謙	長野県長野市吉田3-12-6	歯科	無
金井歯科医院	金井 裕之	長野県長野市伊勢宮3-5-20	歯科	無
まつやま歯科医院	松山 剛士	長野県長野市南堀24-14	歯科	無
みわ歯科・小児歯科医院	山崎 富美子	長野県長野市三輪1-9-28	歯科	無
山田歯科医院	山田 和昭	長野県長野市西尾張部1120-3	歯科	無
たまい歯科医院	玉井 憲二	長野県長野市若里1-21-25-201	歯科	無
アークス歯科医院	笠原 哲三	長野県長野市アークス1-32	歯科	無
細尾歯科医院	細尾 哲夫	長野県長野市高田五分-680-6	歯科	無
ありす歯科医院	松山 英基	長野県長野市北長池1832-1	歯科	無
中沢歯科医院	中沢 武美	長野県長野市稲田1-9-4	歯科	無
中村歯科医院	中村 勇一	長野県長野市西後町606	歯科	無
小西歯科医院	小西 信浩	長野県長野市三輪6-9-19	歯科	無
おぎの歯科医院	荻野 味加	長野県長野市新田町1121 荻野ビル4F	歯科	無
山田歯科医院	山田 基史	長野県長野市横沢町1328-1	歯科	無
たけうち矯正歯科医院	竹内 誠	長野県長野市栗田北中1020-6 ステラビルB-3F	歯科	無
渡辺歯科	渡邊 裕	長野県長野市中越2-37-28	歯科	無
たかみさわ歯科医院	高見澤 太郎	長野県長野市南千歳2-12-4	歯科	無
倉田歯科医院	倉田 優	長野県長野市大豆島1529-8	歯科	無
神津歯科	神津 瑛	長野県長野市南千歳1-1-1 ながの東急別館シエルエ3階	歯科	無

医療機関名	開設者氏名	住所	主たる診療科	地域医療支援 病院開設者との 経営上の関係
ハート歯科	堀内 勝也	長野県長野市上松4-33-11	歯科	無
岡村歯科医院	岡村 義重	長野県長野市南県町650	歯科	無
後藤歯科医院	後藤 恵実留	長野県長野市伊勢宮1-22-29	歯科	無
笠井歯科医院	笠井 彰	長野県長野市高田916-1	歯科	無
西和田歯科医院	小林 伸光	長野県長野市西和田2-28-4	歯科	無
長田クリニック歯科	長田 裕幸	長野県長野市吉田5-9-26	歯科	無
かわうら歯科医院	川浦 茂雄	長野県長野市南高田2-4-19	歯科	無
若里歯科クリニック	雨宮 雅	長野県長野市若里3-10-36	歯科	無
北島歯科医院三輪診療所	北島 晴比古	長野県長野市三輪1-2-35	歯科	無
いいた歯科医院	飯田 就一	長野県長野市若里6-1-6 ベルウイング2F	歯科	無
大久保歯科医院	大久保 寛	長野県長野市南高田1779	歯科	無
風間歯科クリニック	北村 好孝	長野県長野市風間1901-1	歯科	無
こいけ矯正歯科	小池 浩夫	長野県長野市栗田653-56	歯科	無
こばやし歯科クリニック	小林 範明	長野県長野市稲田3-1-9	歯科	無
あもり歯科医院	清水 研二	長野県長野市安茂里大門1228	歯科	無
高見沢歯科クリニック	高見澤 信	長野市桐原2-25-3	歯科	無
竹重歯科医院	竹重 千文	長野県長野市徳間1-28-11	歯科	無
たなか歯科	田中 良司	長野県長野市中御所1-28-26	歯科	無
柳町歯科医院	千葉 容子	長野県長野市柳町1249-12	歯科	無
中村歯科医院	中村 太平	長野県長野市上駒沢新町130-1	歯科	無
橋本容子歯科医院	橋本 容子	長野県長野市上千歳町1413	歯科	無
堀内矯正歯科	堀内 敦彦	長野県長野市鶴賀町2138-1	歯科	無
増子歯科医院	増子 俊之	長野県長野市南千歳1-8-2	歯科	無
三井歯科医院	三ツ井 邦晴	長野県長野市鶴賀1735-4	歯科	無
峯村歯科医院	峯村 伸児	長野県長野市上松1-16-34	歯科	無
宮島歯科医院	宮島 快幹	長野県長野市高田1368-1	歯科	無
やざわ歯科医院	矢澤 一義	長野県長野市稲葉日詰沖1826-4	歯科	無
若林歯科医院	若林 三義	長野県長野市東鶴賀町1908	歯科	無
松澤歯科医院	松澤 光芳	長野県長野市上松2-29-3	歯科	無
八木歯科医院	八木 猛	長野県長野市柳原 1970-9	歯科	無
神津歯科クリニック	川島 晶子	長野県長野市県町597-3	歯科	無
釜田歯科医院	釜田 俊明	長野市新諏訪1丁目8番51号	歯科	無
永島歯科医院	永島 康弘	長野市緑町1621	歯科	無
あぜがみ歯科	畔上 卓也	長野県長野市大字小島738-12	歯科	無
わだ歯科医院	和田 道明	長野市吉田2-26-28	歯科	無
ほんま歯科医院	本間 隆文	長野県長野市桐原1丁目11-11	歯科	無
宮原歯科医院	宮原 貴彦	長野県長野市大字高田字西方1026-4	歯科	無
宮澤歯科クリニック	宮澤 敏男	長野県長野市南長池46-3	歯科	無
スマイル歯科クリニック	小林 信之	長野県長野市大字石渡169-1	歯科	無
くすのき歯科	楠 公孝	長野県長野市中越1-10-50	歯科	無
おおた歯科医院	太田 康作	長野県長野市上駒沢寺浦919-1	歯科	無
長野フォレスト歯科	藤森 林	長野県長野市南千歳1-22-9 市川ビル2F	歯科	無
クローバー歯科・矯正歯科	宮野 敬三	長野県長野市稲田1-32-13	歯科	無
村川歯科医院	村川 勝	長野県長野市南石堂町1419	歯科	無
村川歯科医院	村川 清子	長野県長野市上松2-22-17	歯科	無
セントラル歯科・矯正歯科クリニック	渡辺 泰輔	長野県長野市南千歳1-7-1第2荒井ビル3F	歯科	無
やまもと歯科クリニック	山本 恵理子	長野県長野市北尾張部715-6	歯科	無
メディケア歯科クリニック長野三輪	青木 威仁	長野市三輪9-43 イオンタウン長野三輪2F	歯科	無
若槻よぼう歯科医院	後藤 和貴	長野県長野市吉田2-36-23-2	歯科	無
ゆずのき歯科クリニック	相原 俊武	長野県長野市栗田326-1	歯科	無
のぐち歯科・口腔外科医院	野口 和秀	長野市檀田2-16-11	歯科	無
あいの木歯科クリニック	山本 博貴	長野市三輪9-8-13	歯科	無
なかざわ歯科クリニック	中澤 高志	長野市西和田1-3-29	歯科	無
長野ひだまり歯科	野池 淳一	長野県長野市稲葉852-1	歯科	無
いいじま歯科	伊豫田 浩毅	長野県長野市若槻東条902-1	歯科	無
大門歯科クリニック	清水 武	長野市大門町51-1 柏与ビル3F	歯科	無
こばやし矯正歯科	小林 聡	長野市川中島町御厨941-1	歯科	無

2022年度 地域の医療従事者に対する研修実績

月日	曜	時間	研修名	講師		対象		会場	参加人数
				院内	院外	職員	一般市民		
4月28日	木	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	Web	110
5月25日	水	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	Web	90
6月22日	水	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	会議室4-5-6、Web	92
7月21日	木	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	会議室4-5-6、Web	89
8月31日	水	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	会議室4-5-6、Web	87
9月30日	金	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	会議室4-5-6、Web	94
10月2日	日	9:00~17:00	北陸線ケアセミナー2022			○	○	会議室4-5-6	14
10月26日	水	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	会議室4-5-6、Web	97
12月1日	木	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス			○	○	会議室4-5-6、Web	93
12月20日	火	18:00~19:00	緊急合同カンファレンス(断在中セミナー)			○	○	会議室4-5-6、Web	95

2022年度 地域の医療従事者に対する研修実績

月日	曜	時間	研修名	講師		対象		会場	参加人数	
				院内	院外	職員	一般市民			
1月25日	水	18:00~19:00	救急科合同カンファレンス				○	○	第4・5・6会議室、WEB	91
1月27日	金	18:00~18:50	長野市民病院がんセンター公開講座「復讐化学療法-連携充実計算」に関する勉強会				○	○	Webex	33
2月21日	火	18:00~19:00	救急科合同カンファレンス				○	○	第4・5・6会議室、WEB	88
3月16日	木	18:00~19:00	救急科合同カンファレンス				○	○	第4・5・6会議室、WEB	84

長野市民病院登録医制度地域医療連携システム実施要領

(目的)

第 1 条 長野市民病院・登録医制度地域医療連携システム（以下「本システム」）は、長野市民病院が開放型病院として地域医療連携に対して、施設及び医療機器を開放し共同利用することによって医療機関同士の連携を密にし、信頼関係を確立することにより、地域医療の充実・発展を図ることを目的とする。

(開放病床)

第 2 条 開放病床とは、第 3 条における登録医が病院に紹介入院させた患者に対して病院を訪問し診療及び指導を病院担当医と共同して行うことのできる病院内の病床をいう。当該病院は実情に応じ 5 床以上の開放病棟を確保するものとする。

(登録医)

第 3 条 第 1 条の目的に賛同する医師は本システムに登録医として登録できるものとする。
なお、登録の手続き。登録内容の変更、登録医の脱退については、別に定める運用細則による。

(登録医の責務)

第 4 条 登録医は、患者紹介に際してできる限りの患者情報を提供する。
また、紹介入院患者を適宜訪問し、主治医・病棟責任者と意見を交換し共同診療を行うこととする。但し、患者の主治医は病院担当医、登録医は副主治医となり、当該患者診療に関する最終責任は病院にあるものとする。
したがって、登録医は診療についての長野市民病院職員に対する指示権限を持たない。

(紹介・入退院手続)

第 5 条 紹介患者の外来受診及び入院の手続きについては、長野市民病院の規定によるものとする。入院の可否は、登録医の意見を十分尊重するが、最終的には各診療科医師の判断に基づくものとする。
なお、紹介状の様式、入退院等の連絡方法については、別に定める運用細則による。

(登録医の来院)

第 6 条 登録医は来院前に病院に通知し、来院時には登録医連絡記録簿及び「共同指導票」に必要事項を記入する。
なお、来院手続き、在院時の服装、来院時間、患者訪問、指導票の様式等については、別に定める運用細則による。

(各種研修会への参加)

第 7 条 各病院が行う症例検討会及び各種研修会については、登録医にはできるだけ直接連

絡する。登録医はこれらの会に参加するよう努める。

(退院・転科・転院)

第 8 条 紹介患者の退院、転科、転院等に際しては、主治医は登録医と協議し、患者が適切な治療を継続できるよう努める。

なお、退院後の医療を登録医に依頼する場合は、主治医は登録医に全面的に協力する。

(紹介)

第 9 条 病院各診療科医師は、患者同意の上、登録医に対し積極的に患者紹介を行うものとする。

(登録医の取り消し)

第 10 条 病院は、登録医が著しく逸脱した行為が認められた時は、その事実を諮り、警告又は取り消しを決めることができる。

(要領の改正等)

第 11 条 この要領の改正ならびに要領に定めのない事項及び運用上の疑義、意見などの調整については、適宜決定するものとする。

(実施運用細則)

第 12 条 この実施要領の実施に関する運用細則は別に定める。

(付則) 本実施要領は、平成 20 年 11 月 1 日より実施する。

長野市民病院登録医制度地域医療連携システム実施要領に関する運用細則

第1条、第2条 関係

1. 長野市民病院（以下病院）の開放病床について

登録医は、開放病床を利用することができる。
使用方法等は別に定める規定によるものとする。

2. 高度医療機器の開放について

登録医は、MRI、CT、RI等の高度医療機器を利用することができる。
使用方法等は別に定める規定によるものとする。

3. 図書館、会議室等の利用について

院内図書室・会議室等の利用を希望する登録医は、病院に事前に連絡し、利用規定に従うものとする。

4. 駐車料金について

登録医の駐車料金は無料とする。

第3条 関係

1. 登録の手続きについて

医師の登録は、随時行う。病医院勤務医の登録は、病院・医院名で登録するものとする。
登録申請は、病院へ様式1により登録届を提出する。

病院は、病院長の承認を経て登録医名簿に登載後、登録証・登録カードを登録医又は登録病医院に送付するものとする。

2. 登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、その事由を記してその都度病院へ届け、必要な手続きを行う。

3. 登録医の脱退について

登録医及び登録病医院が登録を解消する場合は、当該登録事務局に連絡し手続き（名簿抹消・登録証、登録カードの返却等）を行う。

第5条 関係

1. 紹介状の様式について

患者紹介は、原則として地域医療連携室紹介予約センターを通した事前連絡とする。紹介状については事前にファックス送信する。

また、紹介医は紹介患者に対し健康保険証、老人医療受給者証を持参するよう指導する。

なお、休日・夜間等の患者紹介は急病・救急センターを窓口とし、紹介状は紹介患者に持参させるとともに、救急外来あてにファックス送信（FAX0120-115-295）する。

2. 入院病床について

開放病床に空床のない場合はその他の病床に入院するか、入院予約とする。

3. 入退院等の連絡方法について

患者の入退院・手術等に際しては、病院主治医は、速やかに病院の様式により登録医に

連絡するものとする。

4. 退院時共同指導票について

登録医が、紹介患者の退院時に退院指導をした場合には「退院時共同指導票」に必要事項を記載するものとする。

第 6 条 関 係

1. 服装について

登録医は、来院時に登録医連絡記録簿に記名後、病院で用意した名札をつける。白衣は病院が用意する。

2. 来院時間について

登録医の来院時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。上記時間以外に登録医が来院した場合は、警備員室等を窓口とする。

3. 患者訪問について

患者訪問、診察等については主治医または病棟責任者の承諾を得るものとする。紹介入院患者カルテには、コメントや連絡事項を記載できる。

また、登録医は別に当該患者の診察の都度「共同指導票」に必要事項を記載の上、捺印またはサインし、1 枚目（病院主治医用）、2 枚目（病院医事確認・算定用）をともに帰院時に病棟看護師に渡し、3 枚目は登録医のカルテに添付し、保険請求に用いる。

第 7 条 関 係

1. 各種研修会への参加について

病院は、地域医療従事者の研修全体についての責任者及び研修委員会を設置し、研修目標、計画、指導体制に必要な事項を定めた研修プログラムを作成し、登録医及び登録病院に配布するものとする。

そ の 他

本運用細則で不十分な事項については「利用の手引き」を参照する。

(付 則) この運用細則は、平成 20 年 12 月 1 日より実施する。

地方独立行政法人長野市民病院 情報公開要綱

平成28年 4月 1日

要綱第 37号

(目的)

第1条 この要綱は、長野市情報公開条例(平成13年長野市条例第30号)第35条の規定に基づき、地方独立行政法人長野市民病院(以下「病院」という。)の管理する情報の公開に関して必要な事項を定め、もって、病院の行う事業に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた病院の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「法人情報」とは、病院の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、病院の役職員が組織的に用いるものとして、病院が管理しているものをいう。

(法人の責務)

第3条 病院は、この要綱の解釈及び運用に当たっては、法人情報の公開の申出をしようとするものの権利を十分尊重するとともに、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者等の責務)

第4条 この要綱の定めるところにより法人情報の公開の申出をしようとするものは、この要綱の目的に即した適正な申出に努めるとともに、法人情報の公開を受けたときは、その情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開の申出ができるもの)

第5条 何人も、この要綱の定めるところにより、病院に対し、病院が管理する法人情報の公開を申出することができる。

(公開申出の方法)

第6条 前条の規定による公開の申出(以下「公開申出」という。)をしようとするものは、病院に対して、公開申出書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 病院は、前項の規定による申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの(以下「公開申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる(様式第2号。「公開申出補正書」は様式第3号)。この場合において、病院は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(法人情報の公開義務)

第7条 病院は、公開申出があったときは、公開申出に係る法人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該法人情報を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ 病院が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であつて病院が公表した基準に該当するもの
- (3) 個人の診察及び治療に関する情報であつて、当該情報の開示に関し別段の要綱等で定めのあるもの
- (4) 法人その他の団体(病院、国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公開することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると病院が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 病院並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 病院又は国若しくは地方公共団体(以下この号において「国等」という。)が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、病院又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 病院又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 病院は、公開申出に係る法人情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開申出に係る法人情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(法人情報の存否に関する情報)

第9条 公開申出に対し、当該公開申出に係る法人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、病院は、当該法人情報の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第10条 病院は、公開申出に係る法人情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開の実施に関し病院が定める事項を書面(様式第4号又は様式第5号)により通知しなければならない。

2 病院は、公開申出に係る法人情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る情報を管理していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面(様式第6号又は様式第7号もしくは様式第8号)により通知しなければならない。

3 病院は、前2項の場合において、公開申出に係る法人情報の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由(当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日)を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を

求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 病院は、やむを得ない理由により、前項の期間内に決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、公開申出者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面(様式第9号)により通知しなければならない。

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

第12条 病院は、公開申出に係る法人情報に病院、国等及び公開申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開申出に係る法人情報の表示その他病院が定める事項を通知(様式第10号)して、意見書(様式第11号)を提出する機会を与えることができる。

- 2 病院は、第三者に関する情報が記録されている法人情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号のイ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開申出に係る法人情報の表示その他病院が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 病院は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、病院は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面(様式第12号)により通知しなければならない。

(情報の公開の方法)

第13条 病院は、公開決定したときは、速やかに、公開申出者に対し、当該公開決定に係る法人情報の公開を実施しなければならない。

- 2 法人情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して病院が定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による法人情報の公開にあっては、病院は、当該法人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等との調整)

第14条 病院は、他の法令等の規定により、何人にも公開申出に係る法人情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合)にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人情報については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第15条 第13条第2項の規定により法人情報の写し等の交付を受けるものは、実費の範囲内において病院が定める費用を負担するものとする。

(情報提供施策の充実)

第16条 病院は、この要綱による法人情報の公開のほか、病院に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(異議の申出)

第17条 公開申出者は、病院の決定について不服のあるときは、病院に対して異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

2 異議申出をしようとするものは、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、病院に対して異議申出書(様式第13号)を提出して行わなければならない。

3 病院は、異議申出のあった場合は、異議申出に係る公開決定等について再度の検討を行ったうえで、書面(様式第14号)により、理由を付して、当該異議申出に回答しなければならない。この場合においては、理事会の意見を聴くことができる。

(法人情報の管理)

第18条 病院は、この要綱の適正かつ円滑な運用に資するため、法人情報を適正に管理するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、病院が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以後に作成し、又は取得した法人情報について適用する。

様式第1号(第6条関係)

公 開 申 出 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先(電話)

次のとおり法人情報の公開の申出をします。

法人情報の名称 又は法人情報を 特定するために 必要な事項	(知りたい事項を具体的に記入してください。)
公 開 の 方 法	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付

様式第2号(第6条関係)

公開申出補正要求書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで提出のありました公開申出書については、不備があるとみとめられますので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第6条の規定により次のとおり補正を求めます。

補正を求める事項	
補正書の提出期限	年 月 日()
補正書の提出先	
補正の参考となる情報	

注

- 1 補正を求める公開申出書(写)を添付します。
- 2 補正に要した日数は、公開決定等の期間に算入されません。

様式第3号(第6条関係)

公開申出補正書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院理事長 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては
名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話)

年 月 日付けで要求のありました件について、次のとおり補正します。

補正する事項	
--------	--

公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありました法人情報について、次のとおり公開することに決定したので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第10条第1項の規定により通知します。

なお、公開を受けた法人情報は、適正に使用してください。

法人情報の名称	
公開を実施する日時	年 月 日() 時
公開を実施する場所	
備考	

注

- 1 当日、この通知書をお持ちの上、公開を実施する場所においでください。
- 2 上記の日時に都合が悪い場合はあらかじめその旨を総務人事課まで連絡してください。

部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありました法人情報については、次のとおり一部を公開することを決定しましたので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第10条第1項の規定により通知します。

なお、公開を受けた法人情報は、適正に使用してください。

公開請求のあった法人情報の内容	
公開しない部分	概要
公開しない理由	地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第 条第 号に該当
※上記理由がなく なる期日	
公開を実施する日時	年 月 日() 時
公開を実施する場所	
備考	

あなたが、この処分について不服があるときは、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第17条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、病院に対して異議申出をすることができます。

注

- 1 当日、この通知書をお持ちの上、公開を実施する場所においでください。
なお、上記の日時に都合が悪い場合は、あらかじめその旨を総務人事課まで連絡してください。
- 2 ※欄は、明示された日以後に改めて情報公開を申出をしてください。

非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありました法人情報については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第10条第2項の規定により通知します。

法人情報の内容	
公開しない理由	地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第 条第 号に該当
※上記理由がなくなる期日	

あなたが、この処分について不服があるときは、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第17条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、病院に対して異議申出をすることができます。

注 ※欄は、公開しない理由がなくなる期日を明示できる場合に記入してありますので、明示された日以後に改めて法人情報の公開を申出をしてください。

様式第7号(第10条関係)

公開申出拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありました法人情報については、次のとおり法人情報の存否を明らかにしないで公開申出を拒否することを決定しますので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第10条第2項の規定により通知します。

法人情報の内容	
公開申出を拒否する理由	
備考	

あなたが、この処分について不服があるときは、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第17条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、病院に対して異議申出をすることができます。

不 存 在 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありました法人情報については、次のとおり該当する情報を管理しておらず公開しないことと決定しましたので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第10条第2項の規定により通知します。

法人情報の内容	
該当する情報を管理していない理由	
備 考	

あなたが、この処分について不服があるときは、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第17条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、病院に対して異議申出をすることができます。

様式第9号(第11条関係)

公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありました法人情報については、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第11条第2項の規定により通知します。

法人情報の名称	
延長の理由	
延長後の決定期間 (公開決定等の期限)	日間 (年 月 日()まで)

様式第10号(第12条関係)

公開に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

印

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている法人情報について、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱の規定に基づき公開請求がありました。

当該法人情報を公開することについて、意見がある場合は別紙「公開に係る意見書(様式第11号)」を 年 月 日()までに提出してください。

法人情報の名称	
法人情報に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
公開申出日	年 月 日()
意見書の提出先	

様式第 11 号(第 12 条関係)

公開に係る意見書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院理事長 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては
名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話)

年 月 日付けで照会のありました件について、次のとおり回答します。

公開決定に反対する 意思の有無	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公開決定に反対する具 体的な理由等	

様式第 12 号(第 12 条関係)

公 開 決 定 通 知 書 (第三者通知用)

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで公開申出のありましたあなた(貴団体)に関する情報が記録されている法人情報について、次のとおり公開することに決定しましたので、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第12条第3項の規定により通知します。

法人情報の名称	
公開を実施する理由	
公開を実施する日時	年 月 日() 時

様式第 13 号(第 17 条関係)

異 議 申 出 書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院理事長 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては
名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話)

年 月 日付け(第 号)の決定につき、地方独立行政法人長野市民病院情報
公開要綱第17条第2項の規定により異議申出します。

法人情報の名称	
決定があつたことを 知った日	年 月 日()
申出の趣旨	

様式第 14 号(第 17 条関係)

異議申出回答書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けの異議申出書について、地方独立行政法人長野市民病院情報公開要綱第17条第3項の規定により次のとおり回答します。

法人情報の名称	
回答の趣旨	
上記の理由	

長野市民病院 診療情報開示要綱

平成28年 4月 1日
要綱第 31号

診察及び治療に関わる記録について、患者などから開示の請求があった場合、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という）および「診療情報の提供に関する指針（日本医師会）」、「診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省）」を踏まえ、次の通り取り扱うものとする。

ただし、この手続きは、請求に基づき行われるものであり、インフォームド・コンセント（十分な説明と同意）の一環として担当医が診療記録等を提示するものについてはこれに含まれない。

第1章 生存する患者の診療情報

（目的）

第1条 診療情報の提供は、医療提供者の重要な責務である。診療情報の提供に関し、インフォームド・コンセントの理念に基づき、医療提供者が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共同して疾病を克服し、医師、患者間のより良い信頼関係を築くことを目的として、より質の高い開かれた医療を目指すため、必要な事項を定めることとする。

（用語の意味）

第2条 この要綱における用語の意味は次のとおりとする。

診療記録等 医師法第24条に規定する診療録及び当該診療録に関わる検査などの全ての記録をいう。

開示 診療録等を閲覧に供し、または診療録等の写しを交付することをいう。

（開示を受けられる者）

第3条 診療記録等の開示を受けられる者は次のとおりとする。

（1）患者が成人で判断能力ある場合は、患者本人

（2）未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保佐人、補助人を除く）。ただし15歳以上の未成年者の法定代理人が開示請求する場合、患者本人の同意を要する。

（3）患者本人の任意代理人

（開示義務）

第4条 開示決定については法第78条に基づき行うこととする。

（開示の請求）

第5条 診療録等の開示の請求は、別に定める申請書により行う。

（開示の可否）

第6条 病院長は必要に応じて診療録委員会に諮問し、開示（部分開示を含む。以下同じ）の可否を決定する。

（開示の方法）

第7条 開示の際は原則として担当者が立会い、求めがあれば医師も立ち会い説明する。

（費用の負担）

第8条 法第87条第1項の規定による診療記録等の開示の写しの交付に際し、要した費用は開示請求者に請求する。

（開示請求に係る手数料）

第9条 法第89条第7項の規定による手数料の額は、取扱要領にて定めるものとする。

（審議会への諮問）

第10条 法第105条による審議会への諮問については「長野市個人情報保護審査会条例」によるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に基づく事務処理は、「長野市民病院診療情報開示事務取扱要領」によるものとする。

第2章 死亡した患者の診療情報

(目的)

第1条 診療情報の提供は、医療提供者の重要な責務であり遺族に対しても同様である。「診療情報の提供等に関する指針」(厚生労働省)第9条、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省)第8条において定められている取扱いに従い、医師、遺族間のより良い信頼関係を築くことを目的として、より質の高い開かれた医療を目指すため、必要な事項を定めることとする。

(用語の意味)

第2条 第1章第2条に準ずる。

(開示を受けられる者)

第3条 診療記録等の開示を受けられる者は次のとおりとする。

(1) 死亡した患者に係る開示請求者は、法定相続人とする。

(開示制限)

第4条 開示については次に掲げるものに該当する場合は、診療録等の全部または一部を開示しない。

(1) 対象となる診療情報の開示が開示請求者以外の個人に不利益を与えると認められる場合。

(2) 診療情報の開示を不相当とする相当な事由が存在すると認められる場合。

第5条から第9条までは第1章各条に準ずる。

(審議会への諮問)

第10条 個人情報保護法の対象外のため審議会への諮問は行わないものとする。

(その他)

第11条 第1章第11条に準ずる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

改定履歴（様式4号）

発行日・改定日 (20yy/mm/dd)	内容	作成者 (部署)	確認部門 日付	承認部門 日付
2018/09/10	一部改訂 長野市個人情報保護条例 代理人請求の不可 医師立ち会いの削除	経営企画室	診療録委員会 2018/08/27	管理会議 2018/09/10
2021/04/01	第7条担当者(診療情報管理士) →括弧内削除	経営企画室	—	—
2023/04/01	個人情報保護法に準拠し改訂 ・代理人請求を可 ・法定相続人請求の詳細追加	医事課	診療録委員会 2023/03/14	個人情報管理者 2023/3

長野市民病院 診療情報開示事務取扱要領

平成28年 4月 1日
診療録委員会

(目的)

第1条 この要領は、長野市民病院診療情報開示要綱（以下「要綱」という。）に基づく診療情報の開示事務の取扱について規定する。

(開示請求の方法)

第2条 開示請求の方法については、下記のとおりとする。

- (1) 開示の請求は、「診療情報開示請求書」（様式1）による。
- (2) 受付場所は、総合受付1番とし、診療記録管理者が受理する。なお、郵送による請求の場合は請求書が届いた日を受理日とする（不備があった場合はこの限りではない）。
- (3) 受付時間は、外来診療日の午前8時30分から11時30分、午後1時～4時とする。
- (4) 開示請求者に対しては、必要書類を渡すとともに、次の事項について説明する（「診療録などの開示を請求される方へ」（お知らせ））。
 - ① 当院の診療録等の開示は、「個人情報保護の保護に関する法律」および厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」、日本医師会「診療情報の提供に関する指針」を踏まえて行われるものであること。
 - ② 開示請求は個人を単位とし、連名による請求はできないこと。
 - ③ 請求は窓口に必要な書類を提出すること。
 - ④ 開示は患者本人を原則としており、開示請求も本人が行うものであるため、請求時には本人の確認を行うこと。
 - ⑤ 法定代理人等が本人に代わって請求する場合は、④および法定代理人等であることの確認書類を必要とすること。
- (5) 開示請求書の提出があった場合は、次の事項を確認する。
 - ① 本人からの開示請求の場合は、来院者が患者本人であるか（個人番号カード、運転免許証、健康保険被保険者証等、請求書（様式1）の記載内容）。
 - ② 法定代理人等からの開示請求の場合は、①に準じて来院者が法定代理人等であるか。請求書（様式1）の内容の他に次の書類が具備されているか。
 - (ア) 法定代理人であることを証する書類（戸籍謄抄本、公的証明書等）
 - (イ) 任意代理人であることを証する書類（委任状、資格証等）
患者本人に口頭で委任の事実を確認する。（例：電話等）
 - (ウ) 法定相続人であることを証する書類（戸籍謄本等）
・郵送の場合は上記の必要書類の他、住民票の写し。
 - ③ 複数の診療科を受診している場合は、開示を受けたい診療科。
 - ④ 開示決定がされた場合の開示希望日時。
- (6) 開示請求書を正式に受け付けた場合は、当該請求書を複写し請求者へ交付する。

(開示可否の決定)

第3条 開示可否については、下記のとおり決定する。

(1) 開示審査の期間

開示申請を受けた日を1日目とし、15日目以内の開示可否の決定を行う。ただし、事務処理上の困難、その他正当な理由により、期限内の開示の判断ができないときは、その期間を延長することができる。この場合、速やかに請求者へ通知（様式2）し、日程の調整を行う。

(2) 開示の決定方法

- ① 開示請求を受けた場合、診療科主治医に開示依頼があった旨を連絡するとともに、開示の可否について決裁を行う。なお、診療記録管理者は要綱各章第4条により開示の可否を判断するが、判断が困難な場合は、病院長に報告の上、委員会開催の指示を受けた場合に限り、委員会を開催することとし、日程の調整を行う。
- ② 診療録委員会は、「開示請求に基づく事前調整調書」（様式3）を参考とし、診療録等に記載してある内容を確認するとともに、当該診療録等に関係する主治医等から意見を聴取して、次の事項を審議する。
 - (ア) 開示の可否
 - (イ) 部分開示または非開示の場合は、その理由

(ウ) 開示の日時および開示場所

(エ) 開示立ち会い者

(オ) 関連する事項

③診療録委員会は、前記内容の審議結果について、「診療録委員会審議結果答申書」(様式4)により病院長に答申する。

④診療記録管理者は、診療録委員会が審議した内容をもとに、開示の可否について、答申書及び決定通知書を添付して、病院長の決裁を受ける。

⑤病院長は、必要と認められるときは、主治医から意見を聴取することができる。

(3) 他の医療機関等が作成した診療情報の取扱い

診療情報提供書や訪問看護情報提供書など、他の医療機関等が作成し入手したものが診療録等にある場合には、主治医は、あらかじめ当該医療機関等の意見を聴くものとする。

(4) 決定の通知

診療録等の開示の可否決定がされた場合は、診療記録管理者は速やかに開示請求者に対し「診療情報の開示請求に係る決定通知書」(様式5、6)により決定内容を通知する。

(5) 審査請求

開示請求に係る決定について不服がある場合は、審査請求できることを案内する。(様式7)

(死亡した患者は個人情報保護法の対象外のため、審査請求はできない)

(開示の方法)

第4条 開示の方法については、下記のとおりとする。

(1) 開示は個室にて行う。

(2) 開示は原則として開示請求者に対して行う。ただし、次の者を同席させることができる。

①請求者が患者本人である場合 本人が同席を認めた親族

②請求者が法定代理人である場合 患者本人及び①

(3) 開示の方法は、閲覧または診療記録等の写しの交付ができるものとする。なお、診療録等の原本の持ち出しは禁止とする。

(4) 立会い者は、診療記録管理者を原則とし、求めがあれば医師も立ち会い説明を行う。また、必要な場合は、複数のもので立会うことができる。

(5) 開示請求者から写しの交付請求を受けた場合は、写しの費用負担について説明を行い、同意を得たうえで、請求する部分を確認し、次により依頼する。

①診療録等の写し 診療記録管理者

②検査画像の写し 診療放射線科

(6) 開示が終了したときは、立会い者は病院長に終了の報告をする。

(7) 郵送希望の場合は、費用の納付が確認された時点で写しを送付することとする。

(なりすましや利益相反の防止のため、本人に了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付することも可。)

(開示にかかる費用等)

第5条 診療録等の閲覧、要約書の作成および各種の複写費用等は、別表のとおりとする。

2 診療記録管理者は、「納付書兼領収書」を発行し、代金と引き換えに複写物を交付する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

別表

診療録等開示手数料・立ち会い料（消費税を含む）

区 分	一件当たりの料金
手数料	4,400円
医師立ち会い料	6,600円

診療録等の複写費用（消費税を含む）

区 分	一枚当たりの料金
A3版以下	20円

画像記録等（CT・MRI・超音波を含む）の複写費用（消費税を含む）

区 分	一枚当たりの料金
CD-R	550円
DVD-R	1,100円

その他の費用（送付費用など）

実費相当額

長野市民病院 診療情報開示請求書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院 理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所

TEL

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 57 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり診療情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する診療情報(知りたい事項を具体的に書いてください。)

開示希望期間： _____

全記録
(全記録を希望されない場合)

診療記録 (医師記録 看護記録)
 検査記録 画像記録 諸記録

その他(_____)

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
〈実施の方法〉 閲覧 写しの交付 (紙 CD-R)

〈実施の希望日〉 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード(マイナンバーカード)又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他(_____)
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 患者の情報等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。)
(ア) 患者の状況 未成年(_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 患者の氏名 _____

(ウ) 患者の住所 _____ TEL _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他(_____)

オ 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他(_____)

長野市民病院 診療情報開示請求書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院 理事長 殿

(法定相続人)

(ふりがな)
氏名

住所

Tel

長野市民病院診療情報開示要綱の規定に基づき、下記のとおり診療情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する診療情報(知りたい事項を具体的に書いてください。)

開示希望期間： _____
<input type="checkbox"/> 全記録 (全記録を希望されない場合)
<input type="checkbox"/> 診療記録 (<input type="checkbox"/> 医師記録 <input type="checkbox"/> 看護記録)
<input type="checkbox"/> 検査記録 <input type="checkbox"/> 画像記録 <input type="checkbox"/> 諸記録
<input type="checkbox"/> その他(_____)

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> CD-R)
〈実施の希望日〉 _____ 月 _____ 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 法定相続人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他(_____) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 患者の情報等 (イ) 患者の氏名 _____ (ウ) 患者の住所 _____
エ 法定相続人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他(_____)

様

地方独立行政法人長野市民病院
理事長

長野市民病院 診療情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求のありました診療情報の開示について、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、通知します。

記

開示請求の内容	
延長後の期限	日 (開示決定等期限 年 月 日)
延長理由	

〈担当〉
医事課情報管理チーム()
電話番号 026-295-1199 (内線:)

年 月 日

診療録(診療情報開示)委員会
委員長 様

医事課

開示請求に基づく事前調整調書

今般、年 月 日、患者 様より診療記録等の開示申請がありましたので、別紙、「診療情報開示請求書」をご覧の上、ご検討ください。

なお、申請時の聞き取り調査内容を以下に報告いたしますので、併せてご検討ください。

記

1. 閲覧……………
2. 写しの交付…………… 年 月 日よりの診療記録全て
3. 主治医等の意見…
4. その他……………

年 月 日

病院長 様

診療録(診療情報開示)委員会
委員長

診療録(診療情報開示)委員会審議結果答申書

さきに、診療記録等の開示申請がありました、患者 様の件について、
当委員会で審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 開示申請者

患者 住所

氏名

〔代理人 住所
氏名〕

2. 結果

(1) 開示の適否 ①全部開示 ②部分開示 ③全部非開示

(2) 部分開示又は非開示の場合の理由

(3) 開示説明(予定)者

3. 委員等の意見

(1) 主治医の意見

(2) 他医療従事者等の意見

様

地方独立行政法人長野市民病院
理事長 池田 宇一

長野市民病院 診療情報の開示請求に係る決定通知書

年 月 日付で開示請求のありました診療情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 1 項・2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 開示請求の診療情報の内容（全部開示・部分開示・不開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 条)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算し 3 ヶ月以内に、地方独立行政法人長野市民病院に対して審査請求をすることができます。(ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算し 3 ヶ月以内であっても決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 条)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、地方独立行政法人長野市民病院を被告として(訴訟において同法人を代表する者は同法人理事長となります。)裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。(ただし、決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施方法等	来院 ・ 郵送
(2) 開示日時	<input type="checkbox"/> 年 月 () 時間: <input type="checkbox"/> 費用の納付が確認でき次第(別紙請求)
(3) 写しの交付又は送付に要する費用(見込額)	円

注1 当日、この通知書をお持ちください。

なお、上記日時が都合の悪い場合は、事前に医事課までお知らせください。

〈担当〉医事課診療情報管理チーム()
電話番号 026-295-1199 (内線:)

(法定相続人)

様

地方独立行政法人長野市民病院
理事長 池田 宇一

長野市民病院 診療情報の開示請求に係る決定通知書

年 月 日付で開示請求のありました診療情報について、長野市民病院診療情報開示要綱の規定に基づき、下記のとおり開示すること決定したので通知します。

記

1 開示請求の診療情報の内容 (全部開示 ・ 部分開示 ・ 不開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139条)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、地方独立行政法人長野市民病院を被告として(訴訟において同法人を代表する者は同法人理事長となります。)裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。(ただし、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施方法等	来院 ・ 郵送
(2) 開示日時	<input type="checkbox"/> 年 月 () 時間: _____
	<input type="checkbox"/> 費用の納付が確認でき次第(別紙請求)
(3) 写しの交付又は送付に要する費用(見込額)	_____ 円

注1 当日、この通知書をお持ちください。

なお、上記日時が都合の悪い場合は、事前に医事課までお知らせください。

〈担当〉医事課診療情報管理チーム()

電話番号 026-295-1199 (内線:)

審査請求書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院 理事長 殿

(審査請求人)

住所

氏名

次のとおり、審査請求します。

1 審査請求に係る処分の内容

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

(2) 審査請求の理由

4 処分庁の教示の有無及びその内容

(記入例)

審査請求書

年 月 日

地方独立行政法人長野市民病院 理事長 殿

(審査請求人)

住所

氏名

印

次のとおり、審査請求します。

1 審査請求に係る処分の内容

地方独立行政法人長野市民病院理事長の〇〇年〇月〇日付けの審査請求人に対する診療情報の開示決定処分(〇〇地長第〇〇〇号)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

「1に記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

4 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方独立行政法人長野市民病院に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

長野市民病院診療情報開示請求委任状

代理人 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 4 開示の実施の方法及びその他個人情報の保護に関する法律施行令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

連絡先(電話) _____

注 次のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については、市町村長の登録を受けた印鑑(実印)とし、印鑑登録証明書(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードを除く。)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

改定履歴（様式 4 号）

発行日・改定日 (20yy/mm/dd)	内容	作成者 (部署)	確認部門 日付	承認部門 日付
2018/04/01	一部改正	(診療情報管理 T)	診療録委員会 2018/3	管理会議 2018/3
2018/09/01	一部改正	(診療情報管理 T)	診療録委員会 2018/8	管理会議 2018/9
2018/11/05	一部改正	(診療情報管理 T)	診療録委員会 2018/10	
2021/04/01	事務部門の組織再編に伴う 部署名等の変更	経営企画室		
2023/04/01	個人情報保護法の改正に伴う 一部改正	医事課	診療録委員会 2023/3	個人情報管理者 223/3